

学童保育の保育指針(案) (改訂版)

「学童保育の保育指針(案)」の改訂にあたって

はじめに

1 ますます必要とされている学童保育

学童保育は、小学生を持つ共働き家庭や一人親家庭等、働きながら子育てをしたい（しなければならぬ）保護者たちの、「安心して働きつづけたい」「子どもに安全で生き生きとした生活をおくってほしい」との願いによって生まれ、広まってきました。

いま学童保育は、全国1600市町村にあり、施設数は2万か所を超え、約85万人の子どもたちが学童保育に入所しています。共働き・一人親家庭等にとっては保育所と同じようになくてはならない施設となっています。

しかし、必要とするのに利用できない子どもたち（潜在的な待機児童）がまだ50万人以上もいることが推測され、また入所できても、十分な環境のなかで子どもたちが安全で安心して毎日の生活を営むことができないような学童保育が少なくないなど、量的にも質的にも拡充が求められています。2011年3月11日に発生した東日本大震災でも、子どもと家庭の生活を守る学童保育の役割の重要性が明らかになったと同時に、学童保育の整備がたいへん遅れていることが問題となりました。

一日も早く、共働き・一人親家庭等の子どもたちが安心して学童保育を利用でき、働きながら子育てをする家庭を支えていく学童保育を整備していくことが喫緊は課題です。

2 法制化と今日の課題

学童保育は保護者や指導員、関係者の強い願いと長い間の取り組みもあり、1998年4月から児童福祉法に位置づけられ（1997年児童福祉法改正）、また第2種社会福祉事業と位置づけられました（法律上の名称は「放課後児童健全育成事業」）。

学童保育は児童福祉法第6条の3第2項で、

「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と事業の目的と対象、内容が明記されました。

しかし、現在の国の学童保育の法制度は、国や地方自治体の公的責任があいまいで（市町村には「利用の促進」の努力義務のみ）、しかも学校や幼稚園、保育所やその他の児童福祉施設のような施設や職員などの最低基準が決められておらず、また、財政措置は奨励的な補助金であり、補助額も実態と大きく乖離した少ないものとなっています。そのために全国各地で実施されている

学童保育の施策や運営は様々かつ劣悪な実態があります。

国の学童保育の制度を抜本的に改善していくことが、学童保育の量的な拡大、質的な拡充を図るために必要です。

3 「学童保育の保育指針（案）」とは何か

私たちは学童保育の拡充を願って2003年に、学童保育で子どもが毎日安全で安心して過ごせるための条件整備として学童保育の最低基準の必要性と「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を提言し、その実現を国や自治体に求めました。同時に、学童保育の保育内容をつくっていく場合の基本となる「学童保育の保育指針（案）」を提言しました。

「学童保育の保育指針」とは、学童保育の役割とは何か、子どもたちにとってどのような施設なのか、学童保育の役割を果たすためには最低限、どのような保育内容、学童保育の生活が保障されなければならないのか、ということについて基本的なことを示したものです。共働き・一人親家庭等の子どもたちに、安全で安心して過ごせる学童保育をつくっていくための共通の枠組み、望ましい学童保育のあり方を示しています。

4 「学童保育の保育指針（案）」の改定にあたって

全国学童保育連絡協議会が、2003年に「学童保育の保育指針（案）」を策定してから9年が経ちました。学童保育をめぐる環境は大きく変化しています。

子どもたちに安全で安心な放課後生活の保障を求めて、学童保育の必要性がいつそう高まりました。学童保育数と入所児童数ともに9年間で1.5倍に増加しています。しかし同時に、学童保育の大規模化も急速に進みました。

一方、学童保育に通う子どもと保護者の置かれている実態はさまざまな困難を抱えるようになり、また、それぞれが抱える問題も複雑さや深刻さを増してきています。保護者の労働実態も厳しくなり、働くことと生活や子育てに追われて疲れている保護者も少なくない現状があり、一人でさまざまな負担を抱える一人親家庭の増加、また学校や勉強との関係でも困難を抱えるケースや特別な配慮・支援が必要な子どもたちも増えています。

働く保護者を持つ子どもたちに安全で安心して生活できる「毎日の生活の場」としての学童保育の役割がより強く求められるようになり、働きながら子育てする保護者を支えることの必要性がより高まっています。そうした学童保育をつくっていくうえで、保育内容、指導員の関わりや仕事内容の向上が求められています。

また、この9年の間には、国が「放課後児童クラブガイドライン」を策定し（2007年）、学童保育指導員の仕事や求められることを明記しました。「保育所保育指針」が保育所の目的に「福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」「保護者への支援」を明確にした改定をおこなったこと（2008年）、全国学童保育連絡協議会が作成した『テキスト 学童保育指導員の仕事』を学童保育と指導員に求められる内容を明確にして改定したことなどがあります。

今日の学童保育をめぐるさまざまな環境—働きながら子育てする家庭の状況、保護者の願い、働く保護者を持つ子どもたちの状況と毎日の生活に求められること、指導員の役割と指導員に求められる仕事内容、国や自治体の制度・施策—をふまえて、あらためて「私たちが求める学童保育」の姿＝「学童保育の保育指針」を示していく必要があります。

以上の経過をふまえて、次のような改定を行いました。

- ① 目的・役割の明確化、学童保育の基本を明確にしたこと。特に働く保護者を持つ子どもたちの「毎日の生活の場」としての学童保育、「保護者とともに子どもを育てる」「働きながら子育てする保護者を支える」施設としての学童保育の役割と、その役割を果たすために求められることを明確にしたこと。
- ② 国の「放課後児童クラブガイドライン」、『テキスト学童保育指導員の仕事』の改定版、「改定保育所保育指針」などを参考に、その内容を拡充したこと。学童保育の保育内容で配慮したいことを示し、家庭的な困難を抱えている子ども、障害のある子ども、多様な文化・多言語家庭の子どもなど多様な環境の中で生活している子どもへの配慮や求められること、保護者の働きながらの子育てを支える役割、地域の子育て関係機関との連携の強化、指導員の資質向上を明確にしたこと。

5 「私たちが求める設置・運営基準」と両輪で活用して、学童保育の拡充の実現を

国や地方自治体、運営主体、指導員が、「学童保育の保育指針」を作成し、学童保育の内容向上を図っていくことが望まれます。

「学童保育の保育指針（案）」は、私たちが求める学童保育のあり方、望ましい学童保育のあり方を示しています。全国のどの学童保育でも、この「学童保育の保育指針（案）」を参考に、内容の向上が図られることを期待します。

同時に、そのためにも学童保育の施設や職員、運営に関わる諸条件もしっかりと整備していくことが欠かせません。

私たちは2003年6月にまとめた提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」も改訂し、今日状況の中で求められる学童保育の制度や施策、設置・運営基準のあり方についても見直しました（2012年9月）。

この二つの「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」と「学童保育の保育指針（案）」によって、私たちが求める学童保育のあり方を、より鮮明にしました。

最後に、よりよい学童保育を実現するためには、この二つの提言を両輪として活用しながら、各地域で学童保育の拡充・発展に取り組んでいただきたいと思います。

全国学童保育連絡協議会

第1章 学童保育の目的・役割

1 学童保育の目的・役割

- ① 共働き・一人親家庭等の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の安心・安全な生活を継続的に保障する。
- ② 毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図る。
- ③ 保護者の働く権利と家族の生活を守る。

2 学童保育の基本

(1) 子どもの最善の利益の尊重

子どもの権利条約には、子どもに関するすべての措置にあたっては、子どもの最善の利益を考慮されなければならないと明記されています。学童保育の生活においては、働いている保護者の子どもであることから、子どもの命と健康を守り、子どもに安全・安心の生活を保障していくことが求められます。

また、障害がある子どもや配慮を要する子ども、国籍が違うことなどを理由に排除するようなことがあってはいけません。

以上の視点から学童保育の生活をつくっていくにあたって次のような原則をふまえていくことが大切です。

① 子どもの人権を守る

子どもが一人の人間として命の尊厳、人格の尊重、平和と安全が保障されたなかで人間らしく生きるなど基本的人権（憲法25条）を保障し、また、児童憲章に述べているように人として尊ばなければなりません。

② 子どもとしての権利を守る

子どもの権利保障の特徴は「生きる権利」とともに「成長・発達する権利」「教育を受ける権利」（憲法26条）です。児童福祉法第1条には「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とあるように、子どもが人間として生きることと学び、成長発達していく権利を保障していくことが大切です。

これには、子ども一人ひとりの声を聴き、子ども自身の判断や考えを尊重していくことが求められます。

(2) 学童保育の基本

学童保育に通う子どもは、保護者が就労等で昼間家庭にいない子どもです。また、平日は子ども自らが学校から直接、学童保育に帰ってきます。学童保育は子どもたちが毎日、継続して生活する施設であり、行きたい時に行く「遊び場」とは本質的に異なります。こうした特徴をおさえながら、次のことを基本にした学童保育の生活をつくっていくことが大切です。

① 安全・安心な生活を保障する

昼間保護者が家庭にいない子どもたちの、生命と健康、身体の安全を守り、毎日安心して生活できることを保障することが必要です。保護・養護も含めた基礎的な生活の保障が求められます。

② 生活を保障することを通して成長・発達を促す

子どもたちは毎日の生活（休む・食べる・遊ぶ・学ぶ・関わるなどのさまざまな体験）を通して成長・発達していきます。学童保育の生活は、子どもの成長・発達を大切にされた生活の保障が必要です。

③ 保護者と指導員がともに子育てをする

学童保育で子どもたちに安全・安心な生活を保障していくためには、保護者と指導員で連携・協力し、信頼関係を築くことが求められます。学童保育は、保護者と指導員がともに子育てしていく施設である、という内容をつくっていくことが必要です。

以上のように、子どもの毎日の生活を守り、成長・発達を促し、保護者と連携を図りながら、安全で安心して生活できる学童保育をつくるのが指導員の仕事・役割です。指導員の子ども理解と意図的な働きかけによる生活づくりのもとで、指導員と子ども一人ひとりが、そして子ども同士が継続的・安定的な関係性・信頼関係をつくっていくことが必要です。

(3) 学童保育の特徴

① 学童保育に通う子どもたちには次の特徴があります。

- ・働く保護者を持つ子どもたちである。
- ・大人の保護・養護を必要としている子どもたちである。

② 学童保育の生活には次の特徴があります。

- ・自由で主体的に生活できる放課後の生活の場であるということ。
- ・異なる年齢の子どもたちが集団で継続した生活を送っているということ。
- ・保護者の願いと選択にもとづいて、基本的に子どもが自分の意志（足）で通わなければならない場所であるということ。

③ 学童保育の目的・役割を果たすために必要なことがあります。

- ・毎日の生活の場としての専用施設（室）があること。
- ・子どもの生活と育ちに関する専門性を有する専任の職員（指導員）が継続して保育にあたること。
- ・「毎日ともに生活している」という仲間意識が生まれる子どもたちの集団があること。

3 子ども理解と学童期の子どもの特徴

子どもは一人ひとり違い、それぞれがかけがえのない存在であり、自らが育つ力を持っています。また、子どもの表す行動には必ず理由があり、うまく表現ができなかったり、表し方も違ったりします。そして子どもは失敗や過ちをくりかえしながら成長・発達していく過程にあることを十分にふまえてはなりません。指導員は、こうした子ども理解をふまえ、一人ひとりの子どもの成長と発達を援助していくことが大切です。

(1) 子ども理解のためには、身体的特徴がどういう時期にあるのか、心理的・社会的発達、生活環境や学習環境・家庭環境が持つ影響などへの理解を深め、学童期の子どもの発達的特徴を押さえることが必要です。

(2) 学童期（6歳から12歳頃まで）は、人格の基礎が形成される幼児期と第二性徴が現れ、身体的変化と保護者からの精神的自立と自己を確立していく思春期との間に位置します。幼児期の営みを受け、思春期につながっていく大事な時期であるため、その発達特性の接続を視野に入れた働きかけが重要になってきます。

(3) 学童期の子どもといっても、6～8歳は幼児期の自己中心性などの発達的特徴を併せ持つとともに、言語の発達、内言（*）の形成、自己概念の形成、社会性などが徐々にはかかれてくる時期です。さらに9～10歳には「発達の節目」と言われるような論理的、抽象的思考の始ま

りや他者理解と自己理解の広がりなどがあり、人格形成上からみても重要な時期にあたります。11～12歳になると自己確立、親離れしていくという思春期の入口を迎え、身体的には性的な特徴があらわれるとともに、さまざまな価値観に出会う中で、自らの考えを持ち始める時期でもあります。学童期の子どもは、大人の保護がまだ必要であることから、依存しつつ自立していく過程にあるととらえていくことが必要です。

- (4) 学童期の子どもは、話しことばから書きことばへの移行期で、話しことばは自由に操作できますが、書きことばはまだ幼さを残しています。これまでの生活体験を基に、内言を書きことばで再構成していく過程にあり、言語的思考を獲得していく時期となります。この過程で、自分自身、自分と他者との関係を認識し、自らが社会的存在であることを自覚します。そして、自分らしさ・個の確立や、社会的ルールや市民的モラルを理解し、獲得していくことで、人間としての諸能力を高めていくことにつながっていきます。
- (5) 学童期の子どもは、さまざまな好奇心や欲求、集団意識を持ち、探求し始める時期にあります。この時期にさまざまな自然体験・生活経験を豊かにすること、遊びを保障すること、体験や遊びを通して仲間関係作りをすることは、大切な意味を持っています。
- (6) 子どもの成長・発達には、個が持つ筋道とともに、人や社会との関わりの中で育まれていくことも多くあります。そして、成長・発達には個人差があり、必ずしもその年齢だからこうあらなければならないと固定的にとらえず、それぞれのステージ（発達段階）を行きつ戻りつしながら緩やかに育っていくことを絶えず考慮する必要があります。

*内言とは：「子どもは、初めは声を出して人に語りかける段階（外言）から、自分に向けて語りかける段階（独り言）を経て、学童期に入ると自分で自分に声を出さずにかける段階（内言）が可能になってきます」（岡本夏木「ことばの基礎と発達」『日本の学童はいく』2005年10月号）

第2章 学童保育の保育内容

1 子どもに保障すべき学童保育の内容

(1) 子どもの安全・健康・衛生を守る

- ① 出欠の確認および所在の確認と対応を行うこと。
- ② 子どもの心身状態を把握し、必要な対処をすること。
- ③ 学童保育への行き帰りおよび学童保育での生活の安全を確保すること。
- ④ 緊急時の連絡体制を整備するとともに、その応急処置に対応できるようにすること。また、必要な救急用品を備えること。
- ⑤ 施設・設備の安全点検と安全措置を日常的に行うこと。また、衛生上必要な措置を講じること。
- ⑥ 防災のための避難訓練などを実施し、非常災害発生時の対応を講じること。また、日頃から避難訓練実施や避難場所を周知しておくこと。

(2) 子どもの安定した毎日の生活をつくる

- ① 子ども一人ひとりが大切にされる生活づくりを行うこと。
- ② 毎日の継続した生活を行うこと。
- ③ 子ども同士の関わりを援助しながら、集団での安定した生活を送れるよう努めること。
- ④ 学童保育が安全・安心な生活の場、毎日の生活の場として定着するよう努めること。

(3) 遊びやその他の活動・行事などの豊かな日常生活をつくる

- ① 学童保育は、子どもが「放課後」という自由・解放感・自発性・空間的な広がりのある時間

に生活しているという特性をふまえ、遊びを大切に、子どもたちの自主性を重んじたり、興味や関心・願いを受けとめた生活づくりをすること。

- ② 遊びを中心とした生活づくりにより、子どもたちが主体的・自発的に活動できるように努めること。
- ③ 日常生活および行事などで、施設外保育を取り入れるよう努めること。
- ④ 地域の自然や施設等を積極的に活用していくよう努めること。
- ⑤ 個別に子どもが地域との交流等のために学童保育から外出する場合、保護者との連携をもとに必要に応じて保障できるよう努めること。
- ⑥ 地域の子どもたち等と交流できるように努めること。

(4) おやつを提供、一日保育での昼食の提供を行う

- ① 子どもの心身の成長を考慮し、補食としておやつを提供をすること。
- ② おやつの内容は、子どもの心身の状態および嗜好を考慮すること。
- ③ くつろいだ雰囲気の中で、おやつの時間が楽しいひとときになるよう工夫すること。
- ④ 一日保育では、各施設の状況や条件を考慮しながら、必要に応じて昼食の提供をすること。その際は、食品管理・衛生管理に十分配慮すること。

2 家庭との連絡・連携

(1) 保護者と子どもの生活を伝え合う

- ① 「おたより（クラブだより）」や「連絡帳」などを活用し、学童保育での生活の様子を伝えたり、家庭に必要な連絡をすること。
- ② 家庭での子どもの様子を聞くなど、家庭との日常的な連絡・情報交換を行うこと。
- ③ 保護者会を開催（または出席）し、必要に応じて個人面談などを行い、子どもの生活を保護者に伝えながら、相互理解を深めるよう努めること。

(2) 保護者との確認をもとに、必要とする子どもには学童保育で宿題ができる環境を整えるなどの配慮をすること。

3 保育の実施のための配慮事項

指導員は、次の事項に配慮して保育をすることが求められます。

- (1) 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人ひとりの子どもの気持ちを受けとめ、援助すること。障害のある子ども、児童虐待など、さまざまな環境におかれている子どもへの理解を深めて、適切な関わりや援助を行うこと。
- (2) 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもらわれることに留意すること。
- (3) 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- (4) 入所時の保育をするにあたっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安心して、次第に学童保育の生活になじんでいくようにするとともに、すでに入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮すること。また、休みがちな子どもへは保護者と連絡をとりながら欠席の理由を把握し、対応をおこなうこと。
- (5) 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重するよう配慮すること。
- (6) 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植えつけることがな

いよう配慮すること。

- (7) 子どもや保護者の人権、人間としての尊厳を否定したり傷つけるような行為はしないこと。
- (8) 子どもへの体罰を含む罰、おどし、暴力（言葉、態度も含めて）はしないこと。
- (9) 子どもや家庭に関する情報（プライバシー）の守秘義務および情報の適切な管理に努めること。

第3章 記録・保育計画・職員会議等

1 子ども理解と記録

(1) 一人ひとりの子どもの把握と理解のために児童および業務の記録を整備すること

- ① 学童保育には、児童票を備えつけること。

児童票には、家族構成、保護者の複数の連絡先、子どもの生育歴や病気等、必要な内容などを記入しておく。管理は厳重に行うこと。

- ② 子どもの出欠表をつけ、毎日の出席確認をすること。欠席の場合の理由の把握、連絡なく休んだ場合の所在の確認を行うこと。

- ③ 業務日誌を備えて記帳すること。業務日誌には、児童の出欠、欠席の理由、生活の流れ（時間）、おやつの内容、けがや事故等の記録、その他の特記事項などを記入すること。

(2) 一人ひとりの子どもを把握するために記録をつけることに努めること

- (3) 「おたより（クラブだより）」「連絡帳」等も記録として子ども理解に役立てること

2 保育計画と振り返り

(1) 見通しある生活をしていくために保育計画を作成すること

- ① 各学童保育の保育方針や目標に基づき、また、子どもたちの実態等を考慮した保育計画を立て、見通しを持った保育を行うよう努めること。
- ② 保育計画の実施にあたっては、状況に応じて柔軟に運用すること。

(2) 実践・保育の振り返りを行うこと

- ① 毎日、一定期間、一年など実践、保育を展開した後は、保育の見通しや子どもへの関わりわり、指導員の対応などについて振り返り（実践の検証・確かめ）を行うこと。振り返りによって、さらに見通しをつくっていくこと。

3 職員会議・打ち合わせ

学童保育の職場では、毎日の打ち合わせは欠かせない仕事として位置づけて行うことが必要です。また、定期的な職員会議を行い、情報の共有、子ども理解や指導員の仕事理解を深めるように努めましょう。

保育内容にかかわる職員会議や打ち合わせでは、次のことを行うこと。

- ① 日々の保育での、子ども全員の状態・事実の共有
- ② 一日の生活の組み立てや、欠席や早退の確認、おやつやその日の仕事分担・事務連絡
- ③ 保護者からの相談などについての報告と共通確認
- ④ 月々の保育・行事の計画と振り返り
- ⑤ 衛生・安全に関することの報告や検証
- ⑥ 保育報告の作成や保育の検証

第4章 保護者の働きながらの子育てを支える

(1) 学童保育における保護者への支援の基本

- ① 働く保護者への共感的理解の立場に立ち、働きながらの子育てを励ますこと。
- ② 保護者との信頼関係の構築を基本とする対応に努力すること。
- ③ 保護者とともに子育てするパートナーという理解で対応すること。
- ④ 保護者や子どもの情報・プライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。
- ⑤ 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

(2) 保護者、父母会（保護者会）との信頼関係の構築

- ① 学童保育での子どもの生活の様子等を、「おたより（クラブだより）」「連絡帳」「お迎え時での会話」「個別相談」「父母会（保護者会）」などのさまざまな機会を利用して、保護者との相互理解を深めていくことに努力すること。
- ② 父母会（保護者会）との連携を図り、保護者同士のつながりをつくりながら、保護者同士の子育ての支え合いの援助も行っていくこと。

第5章 関係機関との連携

子どもの生活を理解するために、学校を含んだ地域のさまざまな機関と連携を取り合い、深めていくことが大切です。

(1) 学校との連携

- ① 子どもの生活の連続性と子ども理解を深めながら、お互いの役割を果たせるよう学校と学童保育が積極的に連携を図ることが必要です。
- ② 学校・学童保育の年間計画や行事予定の交換、下校時刻の確認、学校内での生活や子どもに関する情報の交換・相互の調整・連携をとることが必要です。子どもや家庭へ関わること、その他、運営に関する協力・連携を図ることが必要です。
- ③ 学校長や担任教諭はもちろんのこと、養護教諭やスクールカウンセラーなどについても必要に応じて連携を図ることに努めます。
- ④ 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭、体育館、余裕教室等を活用させてもらえるよう施設面での連携を図ることが望まれます。

(2) 子どもに関わる施設や機関との連携

- ① 福祉事務所、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所、児童館や保育所などの児童福祉施設との連携をはかることが必要です。
特に、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ることが求められます。
- ② 必要に応じて医療機関、警察や消防などとの連携をはかることが必要です。
- ③ 児童委員、自治会（町内会）など地域との連携をはかることが望まれます。
- ④ 子どもの生活と遊びの場を広げ、安全でよりよい生活環境、遊び場環境を整えるために、地域の理解を広げながら、地域に根付いた学童保育をつくるよう努めます。

第6章 指導員の資質向上と職場のチームワーク

1 指導員の資質向上・倫理

(1) 指導員の仕事理解の向上、専門性の向上

指導員の仕事は、絶えず自らの保育を振り返り、検証し、子どもと保護者に対する理解を深めながら展開していく、専門性の高い仕事です。そのことを理解して、指導員の仕事とは何かを確かめながら、自身の専門性が向上していくよう努める必要があります。

(2) 指導員の研修等

- ① 指導員の研修は、公的な保障が必要です。つまり勤務時間内の研修が保障される必要があります。さらに、自己研鑽が行われることも望まれます。
- ② 研修の方法は、講義による研修に加え、実践を検証しあう研修も必要です。また、職場で互いに学び合う環境づくりが望まれます。
- ③ 研修は、体系的に行われる必要があります。
 - ・ 学童保育の目的・役割を理解する課目
 - ・ 指導員の仕事を理解する課目
 - ・ 子どもの理解と働きかけの基本を理解する課目
 - ・ 学童保育の生活づくりの内容と方法の理解に関する課目
 - ・ 実践の確かめと記録についての理解に関する課目

(3) 指導員の倫理

指導員は、学童保育を必要とする子どもの毎日の生活を通して健やかな成長を図り、保護者の働く権利と家族の生活を守る業務に直接携わることになります。

また、子どもが示すさまざまな姿に対し、その場で判断し、対応することが必要な場面が多くあります。保育実践上の自由が保障される必要があります。

したがって、指導員の自律的な規範として、以下の倫理規定を身につけることが望まれます。

- ① 子どもの最善の利益を学童保育の場で実現するよう努め、子どもを愛護します。
- ② 学童期の子どもの保育に関わる専門の力量を身につけ、高めるため研修と研鑽に努めます。
- ③ 子どもや保護者の人権、人間としての尊厳を否定したり傷つけたりするような行為はしません。
- ④ 子どもへの体罰を含む罰、おどし、暴力（言葉、態度も含めて）はしません。
- ⑤ 子どもに対して大人の判断や考えを一方向的に押しつけず、子どもの視点に立ちます。子ども自身が意見を言い、自らが意思決定していくことを大切にします。
- ⑥ 職務の内外を問わず、学童保育や指導員についての社会的な信用、社会的な評価を失墜させるような反社会的な行為はしません。
- ⑦ 仕事上知り得た個人や家庭に関する情報（プライバシー）を口外しないなど、適切に情報を管理します。
- ⑧ 指導員間では、互いに職場秩序の維持、向上のために努めます。
- ⑨ 職業人としての一般的なモラルを守ります。

2 職場のチームワーク

学童保育の職場は複数の指導員がチームを組んで保育を行う職場であるので、指導員同士の共通理解をはかり、チームワークを高めるため、次のことに努めます。

- ① 保育前後の打ち合わせと保育についての共通の記録を行う。
- ② 保育中の子どもの様子についての引き継ぎや申し送りを行う。
- ③ 子どもや家庭についての情報の共有と適切な管理を行う。
- ④ 指導員間で、子どもたちとのルールや約束事を統一する。
- ⑤ 子どもたちの様子や、指導員の関わりについて報告しあい、交流と共有する場を設け、それらについて検証しあう。
- ⑥ 各家庭、学校、行政機関、地域等との連携等にかかわる指導員の対応とその結果について共有する。
- ⑦ 互いに、自分の心境を正直に話せる上司や先輩、同僚という関係をつくり、自らも大切にしながら仕事ができる職場環境をつくる。